

在外日本人国民審査権確認等請求訴訟 第2回期日（8月23日）ご報告

この裁判は、海外で暮らす日本人が国民審査権を行使できずにいることの違憲性を問うものです。国民審査とは、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものです。海外で暮らすからといって国民審査に投票できないのは憲法上の重大な問題です。この点は、2011年東京地裁判決でも指摘されています。

今後とも、継続的に関心をもってこの裁判の成り行きを見守っていただければと思います。

■原告の請求

- ①-1国民審査をすることのできる地位または①-2国民審査できないことの違法確認請求
- ②国家賠償請求

■主な争点（1、2は①、3、4は双方、5は②の請求について）

1. 法律上の争訟性がなく、確認請求は不適法か？
←法律上の争訟である
2. 確認の利益がなく、確認請求は不適法か？
←確認の利益はある
3. 違憲立法審査基準は「やむを得ない事由」基準か、広範な裁量か？
←国民審査権は、司法府に対する数少ない民主的コントロールであり、選挙権同様、重要な権利。「やむを得ない事由」なくして、行使の制限は許されない。
4. 国民審査の在外投票をするのに技術的制約があったか？
←ない（次項に詳細）
5. 在外投票を可能とする立法を「正当な理由なく、長年にわたって怠」ったといえるか？
←在外選挙制度に関する2005年の最高裁違憲判決、本件訴訟と同種訴訟において憲法上重大な疑義があったとした2011年東京地裁判決のみならず、1998年に国会で議論になっていること、2002年、2012年に日弁連勧告が出ていること、その他要望や照会が出ていたにもかかわらず、これを無視して立法を怠っていた。

■国の主張 最大の問題点 ～技術的制約はなかった～

国政選挙と違って、国民審査の場合、審査対象の最高裁判所裁判官を印刷しなければならず、実務上投票日12日前に行われる告示を待って印刷すると、印刷済み投票用紙を海外の投票所に送るのが間に合わないため、在外投票には技術的制約があると国は主張しています。

しかし、2016年法改正で告示前に審査対象者の通知を行い、告示前に印刷することとしたことから、法改正次第で、告示前に印刷することが不可能ではなかったことが判明しました。そもそも、2011年東京地裁判決で指摘されているように国民審査法上認められている記名式投票を在外投票に認めるという手法、一部原告が居住するブラジルで行われている電子投票、国民審査法上認められているファクシミリ投票等、立法さえ行えば在外投票を可能にする方法はいくらでもあります。それにもかかわらず、技術的制約によりできないというのは、国の怠慢と言わざるを得ません。